

広島県告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十五年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市美ノ郷町三成字花田山一八六の三、一八六の五、一八七の一、一八七の五、字養老口一八八の四、字万燈山一二三の九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため